

令和5年度

小林市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

小林市監査委員

監 第 1 0 7 号

令和6年8月8日

小林市長 宮原 義久 様

小林市監査委員 畠中 光男

小林市監査委員 貴嶋 憲太郎

令和5年度 小林市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度小林市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

目 次

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書	1
第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	2
1 健全化判断比率の審査結果	2
2 資金不足比率の審査結果	3

令和５年度 健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書

第１ 審査の対象

- １ 令和５年度健全化判断比率
 - （１）実質赤字比率
 - （２）連結実質赤字比率
 - （３）実質公債費比率
 - （４）将来負担比率
- ２ 令和５年度資金不足比率
- ３ 算定の基礎となる事項を記載した書類

第２ 審査の期間

令和６年７月２６日から令和６年８月７日まで

第３ 審査の方法

令和６年７月２６日付け財第９１号をもって審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の審査に当たっては、市長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、算出過程に誤りがないか、財政指標の算出の基礎となる数値が適正であるかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合のほか、関係職員からの説明を聴取し、審査を実施した。

第4 審査の結果

1 健全化判断比率の審査結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

健全化判断比率

(単位: %)

比 率 名	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	12.83	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	17.83	30.00
③ 実質公債費比率	12.8	11.8	25.0	35.0
④ 将来負担比率	70.6	67.0	350.0	

(注) 表中の「—」は、該当数値のないことを示す。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和5年度における実質赤字比率は、前年度と同様に黒字であるため、比率は発生していない。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度における連結実質赤字比率は、前年度と同様に黒字であるため、比率は発生していない。

③ 実質公債費比率について

令和5年度における実質公債費比率は、12.8%で、前年度と比較すると1.0ポイント上昇している。早期健全化基準25.0%と比較すると、これを下回っており、国が定める財政の健全段階の範囲内である。

④ 将来負担比率について

令和5年度における将来負担比率は、70.6%で、前年度と比較すると3.6ポイント上昇している。早期健全化基準350.0%と比較すると、これを下回っており、国が定める財政の健全段階の範囲内である。

2 資金不足比率の審査結果

(1) 総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

資金不足比率

(単位: %)

会 計 名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
① 小林市水道事業会計	—	—	20.0
② 小林市病院事業会計	—	—	
③ 小林市下水道事業会計	—	—	
④ 小林市農業集落排水事業特別会計	—	—	

(注1) ①、②及び③は地方公営企業法適用事業会計、④は地方公営企業法非適用事業会計である。

(注2) 表中の「—」は、該当数値のないことを示す。

(2) 個別意見

いずれの会計も資金不足は生じていないため、資金不足比率は発生していない。